

入札公告

下記のとおり、公募型指名競争入札を行うので公告する。

令和8年7月14日

四條畷市長 銭 谷 翔
(公印省略)

1. 入札に付する事項		
委託名	令和8年度 四條畷市公園施設定期点検業務委託	再入札
委託場所	四條畷市 南野五丁目他 地内	
委託期間	契約締結日の翌日から令和9年2月26日	
委託概要	公園施設点検業務 単体遊具 単体遊具(A) N=128基 単体遊具(B) N= 52基 単体遊具(C) N= 2基 複合遊具 複合遊具(小) N= 3基 複合遊具(中) N= 9基 複合遊具(大) N= 4基 遊具以外 一般公園施設(a) N= 20基 一般公園施設(b) N=162基 一般公園施設(c) N= 22基	
落札方式	価格競争	
予定価格	事後公表	

2. 入札に参加する者に必要な資格

登録業種	令和8年度において、四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿の「物品・その他業務」の「管理業務及び人材派遣」の「保守点検」で登録していること。
地域要件	地域要件なし
業務実績及び技術的適正	○平成28年度以降、官公庁及び地方公共団体において、公園数80箇所以上の公園遊具定期点検業務委託契約を元請けとして履行した実績を有すること(履行を完了したものに限る)。 ○管理技術者は、一般社団法人日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設点検管理士であること。 ○担当技術者は、一般社団法人日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設点検管理士又は公園施設点検技士であること。ただし、管理技術者と担当技術者の兼務はできない。
共通事項	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
	四條畷市建設委託等指名停止要綱第2条の規定による指名停止期間中でないこと。
	四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

3. 発注スケジュール

申出書配布期間	令和8年7月14日(火) から 令和8年7月22日(水) までの午前9時から午後5時まで		
申出書配布場所	四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課 (ホームページからダウンロードできます。)		
申出書受付期間	令和8年7月14日(火) から 令和8年7月22日(水) までの午前9時から午後5時まで		
	ただし、上記期間に四條畷市の休日に関する条例(平成2年10月1日条例第17号)第2条第1項各号に規定する休日が含まれる場合はその日を除く。		
申出書受付場所	四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課		
提出資料	①公募型指名競争入札参加申出書 ②業務実績調書 ③業務実績を履行したことを証する書面又は契約書(変更契約書を含む。)の写し ④管理技術者、担当技術者の資格を証する書面の写し ⑤管理技術者、担当技術者の直接雇用(3か月以上)を証する書面の写し ⑥指名停止等に関する申出書 ⑦チェック表・受付票(提出フォームの場合は不要) ※①・⑤は押印不要 ※公募型指名競争入札参加申出書等は、提出フォーム又は持参で提出してください。		
	提出フォーム	https://logoform.jp/form/oZYA/1556605	
	入札参加資格確認通知日	令和8年7月23日(木) ※公募型指名競争入札参加申出書等の提出書類により入札参加資格を審査し、通知する。なお、入札参加資格を認めなかった申出者には、理由を付して通知する。	
設計書の配付日時	令和8年7月23日(木)	午後1時から	令和8年7月23日(木) 午後5時まで
設計書の配付場所	大容量ファイル送受信サービス		
質疑書提出日時	令和8年7月29日(水)	午前10時から午前11時まで	
質疑書提出場所	四條畷市中野本町1番1号 都市整備部建設管理課		
回答書配付日時	令和8年7月31日(金)	午前10時から午前11時まで	
入札日時	令和8年8月6日(木)	午前10時00分	※日時に遅れた者は、本入札に参加することができない。
入札場所	四條畷市役所東別館2階 201会議室 四條畷市中野本町1番1号		

4. 内訳書の提出

提出方法	①内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。 ②内訳書には社名を記入すること。 ③内訳書は、設計書の3ページを作成して、入札書の投入の際に提出すること。
------	---

5. 保証金について

入札保証金	財務規則第90条第2号の規定により免除とする。
契約保証金	契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第104条第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

6. 支払条件

前払金	無
部分払	無
分割払	無

7. その他

契約条項等の閲覧	四條畷市財務規則(昭和39年規則第313号。以下「財務規則」という。)及び四條畷市委託請負契約約款については、閲覧することができる。(閲覧場所 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課)
その他事項	(1) 入札参加者は、公募型指名競争入札心得を遵守すること。 (2) 辞退等により入札参加者が1者になったときは、本件の入札執行を取りやめる。

8. 問い合わせ先

公告の内容	四條畷市総務部総務課 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線335) 0743-71-0330(内線335)
委託の内容	四條畷市都市整備部建設管理課 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線722) 0743-71-0330(内線722)